

馬淵川上流で雨水がしみこみにくくなる行為を行う際には 雨水対策のための許可が必要 となる場合があります

馬淵川上流では、氾濫による被害を防ぐために、流域関係者が一体となって取り組む流域治水を進めています。特定都市河川である馬淵川上流では、雨水がしみこみにくくなる行為を行う際に雨水対策のための許可が必要となる場合があります。

許可が必要になる場合とは？

田畠など締固められていない土地で行う1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（雨水がしみ込みにくくなる行為）に対して、雨水貯留浸透施設（調整池等）の設置及び岩手県知事の許可が必要になります。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

林地・原野・耕地などの整備、資材置き場の造成、駐車場の整備等が対象になります。既に造成済みの土地などでも、さらに締め固める場合は対象となることがあります。

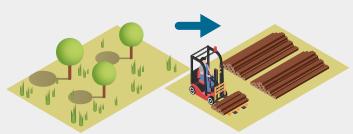
田畠（耕地）▶ 宅地



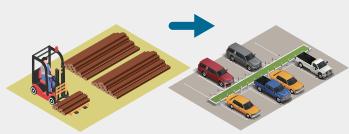
田畠（耕地）▶ 運動場



原野 ▶ 資材置場（未舗装）



資材置場（未舗装）▶ 駐車場



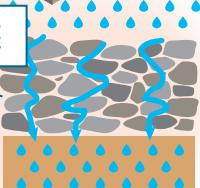
このような場合は
雨水を貯留・浸透させる
対策が必要です。

雨水貯留施設



透水性舗装

浸透ます



雨水を貯留・浸透させる対策（雨水貯留浸透施設）の例

「特定都市河川流域」での開発は…

- ▶ 技術基準に従った
雨水貯留浸透施設の設置が必要
- ▶ 許可に伴い設置された
雨水貯留浸透施設の機能を阻害する
おそれのある行為は、
岩手県知事の許可が必要
- ▶ 雨水浸透阻害行為を行う際には、
申請窓口との事前相談が必要
- ▶ 違反した場合罰則（拘禁刑又は罰金）
があります

馬淵川上流の流域図



※赤枠内:馬淵川上流の流域